

令和4年11月22日提供

## 水道料金減額期間の延長について

### ～エネルギー・食料品価格等の物価高騰対策～

堺市では、エネルギー・食料品価格等の物価が高騰している現下の状況を踏まえ、市民生活並びに経済活動を支援するため、現在実施している水道料金の基本料金免除期間（令和4年9～12月検針の4か月分）を以下のとおり2か月延長するにあたり、令和4年第4回市議会へ補正予算案を提案します。

#### 1 支援内容（2か月延長後）

水道料金のうち、基本料金を免除する。

期間：令和4年9月～令和5年2月検針（6か月分）

【例】一般家庭（口径20mm以下の場合）

基本料金	免除額（税込み）		
	1か月分	2か月分	6か月分
	△ 715円	△ 1,430円	△ <b>4,290円</b>

※一般家庭の場合、主に2か月分を1回で請求しています。

※この減額に関して、お客様からの申請等は不要です。

#### 2 対象者

給水契約者（家庭、事業者） 約35万件

※ 公共施設（国・地方公共団体が給水契約者の場合）は対象外

#### 3 令和4年度11月補正予算額

648,320千円（2か月延長分）

【参考】

1,305,000千円（令和4年第2回市議会（定例会）で議決済みの4か月分）

1,953,320千円（免除期間6か月分合計）

問い合わせ先

担当課：上下水道局 経営企画室 経営戦略担当  
電話：072-250-9227  
ファックス：072-250-6600

＜水道料金の基本料金について＞

(単位：円)

口径	基本料金 (税込み)	減額の金額 (税込み)		
		1 か月分	2 か月分	6 か月分
20mm 以下	715	△ 715	△ 1,430	△ 4,290
25mm	1,100	△ 1,100	△ 2,200	△ 6,600
30mm	3,410	△ 3,410	△ 6,820	△ 20,460
40mm	5,500	△ 5,500	△ 11,000	△ 33,000
50mm	11,000	△ 11,000	△ 22,000	△ 66,000
75mm	22,000	△ 22,000	△ 44,000	△ 132,000
100mm	34,100	△ 34,100	△ 68,200	△ 204,600
150mm	55,000	△ 55,000	△ 110,000	△ 330,000
200mm	121,000	△ 121,000	△ 242,000	△ 726,000

＜減額の対象となる使用期間と請求月＞

料金の請求頻度	検針月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
2 か月ごと (一般家庭等)	奇数月の場合	—	—	●	○	—	○	●	○	—
	偶数月の場合	—	—	—	●	○	—	●	○	●
1 か月ごと (大口使用者)	毎月の場合	—	●	—	●	○	—	●	○	●

— : 使用期間 ● : 検針 ○ : 請求 (赤色箇所が今回延長分です)

＜根拠規定＞

堺市水道事業給水条例 第 32 条 (料金等の減免)

管理者は、公益上その他特別の事由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない料金、加入金、手数料その他の費用を減免することができる。